



平成21年6月30日発行

発行者

社団法人 新潟県植物防疫協会

〒951-8133

新潟市中央区川岸町三丁目21番地3

☎ 025 (233) 2839

FAX 025 (233) 8018

新潟県における有機農業 の推進について

1 有機農業推進の背景

県では、環境保全型農業を積極的に推進するとともに、消費者から求められているより安全・安心な農産物の提供と農産物の付加価値化による農業所得の向上を図るため、有機質資源の循環利用による土づくりや農薬及び化学肥料の使用量を低減した栽培の実践等を通じて環境保全型農業を県の耕地面積の三分の一に拡大する「新潟県環境保全型農業推進方針～にいがたクリーンランド戦略プラン～」を推進しているところです。本県の環境保全型農業は、平成17年度のコシヒカリBL導入や稲作を中心とした地域ぐるみの取組などにより、近年急激に増加しています。

このような中、より安全・安心な農産物の提供や環境負荷の低減を進めるためには、今後ともこの取組を拡大していくとともに、自然循環機能を増進する「有機農業」を推進することが重要です。

2 法律の制定

我が国における有機農業の発展を図ることを目的として、平成18年12月15日に「有機農業の推進に関する法律」が施行され、国では、本法に基づき、平成19年4月27日に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定し、中期的な取組方向を定めています。

また、本法では都道府県についても、有機農業推進計画の策定に努めることと規定されています。

3 新潟県における有機農業推進の現状と課題

本県における有機農業は、農業者や消費者の有機農業に対する理解が未だ十分ではないことや技術的に解決すべき課題が多いこと等から、有機農業により生産される農産物の量は少なく、適正な価格や消費に結びついていないのが現状です。

このため、有機農業推進においては、

- ① 消費者の求める有機農業により生産された農産物の提供
- ② 収量・品質の確保のための技術確立と環境づくり

が課題として挙げられます。

4 新潟県における有機農業推進の目標と施策

県では、有機農業推進法及び国の基本方針を受けて、昨年12月26日に本県の有機農業推進計画にあたる「新潟県における有機農業推進の目標」を策定しました。

《主な内容》

新潟県における有機農業の推進について	1
進化する植物ウイルス	2
薫蒸作物を利用した土壌病害防除法の開発	3
プラムボックスウイルスの感染確認と発生状況調査の実施について	4
平成21年度水稻共同防除実施計画と防除の安全対策について	5
臭化メチル不可欠用途申請について	6



有機農業の実践（有機物施用による抑草技術）



有機農業の実践（紙マルチ移植）

この「目標」では、平成24年度を目標とし、消費者、農業者、流通関係者等の理解を進めながら、有機農業に取り組んでいくための方向性を示しています。

<推進の目標>

- ① 有機農業に対する理解と意識向上
- ② 消費者のニーズに応える生産量・品質の確保

これらの目標を達成するために、県は関係機関と連携し、以下の施策に取り組むこととしています。

- (1) 有機農業に関する情報の発信
- (2) 消費者、有機農業者、流通関係者等との連携確立
- (3) 有機農業に取り組める環境づくり
- (4) 有機農業技術の体系化・普及促進
- (5) たい肥等有機質資源の循環利用促進

県では、今後も有機農業を環境保全型農業の頂点として位置づけ、推進していきたいと考えています。

（新潟県農林水産部農産園芸課 阿部 渉）

進化する植物ウイルス

少し前の話になりますが、メキシコが震源地の新型インフルエンザウイルスが、日本にも侵入し、国内各地で発生して大騒ぎになりました。件のウイルスは、何が新型なのでしょう。そもそもインフルエンザウイルスは、ヒトを含む哺乳類や鳥類に広く感染することができますが、ヒトに感染するインフルエンザは鳥類には直接感染できませんし、逆も同様です。それはヒトに感染するためにはヒト用の、鳥類に感染するためにはトリ専用の遺伝子セットが必要となるからです。しかし、ブタはヒトインフルエンザ(ヒトウイルス)にもトリインフルエンザ(トリウイルス)にも感染することができます。このことはブタにヒトウイルスとトリウイルスが同時に感染しうることを示しています。そこで、もしトリウイルスにヒト用の遺伝子セットが取り込まれた場合の子ウイルスが発生した場合、「新型ウイルスの出現」となるのです。今回の新型インフルエンザウイルスは、ヒトウイルスとブタウイルスの合いの子であったようです。

このような現象(遺伝的再集合という)は、なにもインフルエンザウイルスの専売特許ではなく、いくつかの植物ウイルスでも知られています。ダイズ褐斑粒の原因となるキュウリモザイクウイルス(CMV)は、85科800種以上の植物に感染するアブラムシ伝染性の植物ウイルスですが、農作物だけでなく雑草においてしばしばCMV株どうしの混合感染が認められています。CMVは感染に必要な遺伝子がRNA 1~3に分割されており、RNA 1、2、3はそれぞれ別個のウイルス粒子に格納されています(図)。もし、1つの植物に2株の異なるCMVが感染している場合、植物体中にはRNA 1~3を含むウイルス粒子がそれぞれ2種類ずつ存在します。そして、アブラムシで伝搬される時、RNA 1~3が理論上ランダムに1種類ずつ組みになりますので、8通りの異なる組み合わせを持ったCMV株が誕生する可能性があるのです(このうち6通りが新型)。実際、人為的に2株のCMVを混合感染させ、1匹のアブラムシで伝染試験を行うと、RNA 1~3のさまざまな組み合わせを持つCMV株が分離されることも報告されています。さらに米国では、RNA 1と2がラッカセイわい化ウイルス

図 混合感染とアブラムシ伝染による子孫ウイルスの分離

親ウイルスの遺伝子型
AタイプのCMV ① ② ③
BタイプのCMV ① ② ③

アブラムシ伝染

従来型 ①②③ ①②③
①②③ ①②③
①②③ ①②③
①②③ ①②③
①②③ ①②③
①②③ ①②③
①②③ ①②③
①②③ ①②③

遺伝的再集合
8通りに分離

新型

一方、遺伝子が複製される時に間違っただけの情報に書き換えられることで、ウイルスが新しい病原性を獲得することもあります。特にRNAを遺伝子の本体としているウイルス(CMVやTMV、SMVといった多くの植物ウイルスが含まれます)は、複製酵素の性能が非常に悪いために、しょっちゅう「書き間違い」をしているようです。動植物を含めて世界で初めて発見されたRNAウイルス、タバコモザイクウイルス(TMV)を例にとってみましょう。遺伝子は4種類の塩基の並び方とその長さによって決まりますが、TMVの複製酵素は1万塩基に1個の割合で「書き間違い」を起こします。高等動植物の場合、塩基の「書き間違い」は100億~1千億塩基に1個の割合で「書き間違い」を起こすといわれていますので、100万~1千万倍も正確性が劣る(変異が入りやすい)のです。しかし、裏を返せば1千万倍のスピードで進化しているとも言えるのです。この「書き間違い」は多くの場合致命的になるので、書き間違われた子孫ウイルスはたいてい生きていきませんが、極々まれに生存できるケースがあります。さらに、生存できたケースの中で親ウイルスと同等以上の生活力(生存能力)をもった子孫ウイルスはさらにまれです。しかし、複製量や複製サイクルの短いウイルスは、あっという間に1億、1兆の子孫を作りますので、新しいタイプの子孫が誕生することは決して珍しくないのです。

植物ウイルスもインフルエンザウイルスも、基本的な進化の戦略は変わりません。植物ウイルスが農作物に致命的な打撃を与えることは少ないですが、大きな被害を与える「新型」が出現する可能性を秘めているのです。

(作物研究センター 栽培科 黒田 智久)

植防一口メモ

「3安」を支えるために

県下NOSA I団体による病害虫防除事業は、3安(安全・安心・安定)を支えるために、皆様のご協力をいただいで実施しているものです。

共同防除の実施にあたり、企画立案から現場対応、作業員の手配及び資材の調達、防除経費の精算(徴収・支払い)までを一括して行う「請負防除方式」という言葉は、今では広く使われているものの、そもそもは千葉県のみで生まれ、新潟県のNOSA I団体から全国に広まった固有の表現です。

この請負防除は、的確な実施によって被害の発生を最小限に抑え、全国随一の良質米生産県としての地位を確立し、新潟米の安定生産と農家経営の安定に大いに役立っているものと考えております。また、全国に例のない濃密な病害虫発生予察調査の成果として、本田防除回数1回を全国に先駆けて実施したことにより、一般消費者に新潟県産米の安全・安心をアピールするとともに、コスト低減に貢献できたものと確信しております。

今後とも、農家の負託に応じて実施してまいりますので、一層のご指導とご協力をお願いいたします。

(NOSA I新潟事業部 茨木 勝司)

薫蒸作物を利用した土壌病害防除法の開発

はじめに

安心・安全な農作物への関心が高まり、環境に配慮した農業生産技術が求められています。土壌病害の対策には、化学合成農薬を用いた土壌消毒が行われてきましたが、近年、環境に配慮した病害防除技術として生物農薬や土壌還元消毒法等が生産現場にも導入されてきています。海外では、バイオフィューミゲーション (Kirkegaard et al. 1993, 1998) による病害防除に関する研究が積極的に進められてきました。バイオフィューミゲーション (Biofumigation: 生物的薫蒸) とは、薫蒸作物 (作物内にグルコシノレートを含むアブラナ科植物等) を土壌に鋤込み、その分解過程で生じるイソチオシアネート等の抗菌性物質により、土壌中の病原菌の活性を低下させ、病害を防除する手法です。平成18年度より、雪印種苗株式会社を中心に、北海道大学、北海道立中央農業試験場、北海道立花・野菜技術センターおよび新潟県農業総合研究所の研究グループでは、新たな薫蒸作物を育成し、土壌病害の防除法を開発することを目的に、農林水産省の実用技術開発事業「課題名: 土壌病原菌や有害線虫を駆除する薫蒸作物の開発と利用方法の確立」に取り組んでいます。本稿では、薫蒸作物の特徴と有効性について一部紹介したいと思います。

1 薫蒸作物の特徴

アブラナ科等の作物には辛味の成分であるグルコシノレートが存在します。これがロータリ耕で細断され、畑に鋤込まれると、酵素であるミロシナーゼの作用で加水分解し、イソチオシアネートというガスが発生します。このガスには殺菌や殺線虫作用がある事が知られています。また、作物体に含まれるグルコシノレートの含量が高いほど、ガスの発生量と殺菌効果が高いことが明らかになっています。

チャガラシは葉菜の一種で、日本ではカラシナとして販売されており、種子はカラシ油の原料に用いられています。アリルイソチオシアネートを発生し、各種病原菌に対して効果的な殺菌効果が認められています。観賞用の花であるフウチョウソウ科のクレオメは化学農薬のバスアミドの主成分であるメチルイソシアネートを生じるため、高い殺菌効果が期待できます。この他にもブロッコリー、カノーラおよび油糧作物の残渣利用についても、同様の効果が報告されています。

2 薫蒸作物による土壌伝染性病害の防除

アメリカでは、小麦の後作にキャノーラの栽培が普及しており、小麦立枯病が軽減される理由の一つがキャノーラに含まれるグルコシノレートであることが明らかとなっています。また、アイダホ州ではチャガラシの栽培がジャガイモの半身萎凋病の防除技術として利用されています。オーストラリア、ドイツ、イタリア等でも積極的な研究がお

こなわれており、現在までに、トマト褐色根腐病、ハウレンソウ萎凋病、トマト萎凋病をはじめ各種病害やセンチュウに対する防除効果が報告されています。

筆者らのグループにおいては、テンサイ根腐病、ハウレンソウ萎凋病、バーティシリウム病およびトマト青枯病、さらには各種線虫を対象に防除技術としての可能性を検討しています。

3 今後の研究の展望

すでに、グルコシノレート含量の高いチャガラシおよびクレオメの有望系統が育成され、各種土壌病害に対する防除効果の検討がはじまっています。一方で、薫蒸作物を効果的に鋤込み、安定した防除効果を得るためには、温度・水分をはじめ各種処理条件を明らかにすることが必要です。クレオメを用いた室内実験系では、ハウレンソウ萎凋病菌に対しては、土壌鋤き込み時の温度が15℃でも高い殺菌効果が認められましたが、トマト青枯病菌では25℃以上の温度が必要です。土壌水分に関しては、チャガラシを土壌に鋤き込み後、土壌還元消毒法と同様にほ場容水量以上に灌水し、土壌表面を透明フィルムで被覆することでトマト萎凋病に対して高い防除効果を示すことが報告されています (竹原、2007)。汎用性の高い防除技術としていくためには、ほ場レベルでの試験データを蓄積するとともに、各種病害ごとに必要な鋤込量、温度・水分等の環境条件について明らかにしていくことが必要です。実用技術開発事業における研究期間は残り2年ですが、研究担当者の一人として生産現場で利用可能な技術となるよう努力したいと思います。

(県農業総合研究所 基盤研究部 前田 征之)

みちくさ 食の安全・安心のために

「新潟県農業安全指導者協議会 (安全協)」が新潟県農業卸協同組合の内部機関として発足してから昨年で30周年を迎えることができました。日本植物防疫協会主催の研修会を受講した県内55名の「農業安全コンサルタント」を中心に構成されており、県内の農業販売店の方々への指導農薬・農薬安全指導員の研修会の実施や農薬取扱者に対しての安全かつ適正な使用や危被害防止の徹底を図ると共に、消費者の皆様に対しては農薬の有用性と正しい知識の普及を行っております。

近年、食に関する不祥事が相次いで報道される中、一般消費者の皆様「食の安全・安心」への関心が高まり、国産はもとより地元農産物の安全に対する期待は益々高まっております。今まで以上に農薬の適正かつ安全な使用の指導徹底が必要になってくると思います。私ども「安全協」としても関係機関の皆様のご指導とご協力を得ながら、一層の安全な農産物の安定供給のために努力して参りたいと思います。

(株式会社 ナビック 吉田 仁志)

プラムポックスウイルスの感染確認と発生状況調査の実施について

1 プラムポックスウイルスの感染確認と特徴等について

平成21年4月に、東京都青梅市のウメにおいて、これまで日本で報告のなかったプラムポックスウイルス(以下「PPV」という。)による病気の発生が確認されました(平成21年4月8日付け農林水産省発表)。なお、ウイルスは、モモやスモモ等の植物に広く感染する重要な植物ウイルスで、アジアの一部、ヨーロッパ、北米、南米等でも発生が確認されています。

このPPVの病徴としては、

- ・モモ：葉に葉脈黄化や退緑斑点、果実の表面にぼんやりした黄色の斑点
- ・アウトウ：葉に退緑斑点や輪紋、果実では退緑斑点やえそ斑点
- ・ウメ：葉に退緑～黄色の輪紋や斑点、花卉に赤色の濃淡

等が現れるとされています。

また、PPVはアブラムシ類により媒介されるとともに、穂木や苗を経由して感染するとされており、種子伝染や生果実を経由して感染することはないとされています。なお、PPVは人畜に感染することはありませんので、感染した樹から生産された果実を食べても健康への影響はありません。

2 PPVの発生状況調査の実施状況について

PPVの国内初の確認を受け、国では、全国一斉に発生

状況調査を行うこととし、本県においても、病害虫防除所や農業普及指導センター、農業団体が連携し、5月下旬にモモやウメの産地を中心に、県内で広く調査を実施しました。

調査では、県でモモやウメ等の葉における病徴の発生確認と、葉のサンプリングを行い、現在、このサンプルを国の検査機関でのウイルス検定を実施しています。

3 今後の対応等について

PPVは、主にアブラムシ類により媒介されるため、まん延防止には、アブラムシ類の防除が重要になると考えられます。もし、本県においてもPPVの感染が確認された場合には、関係機関・団体・農業者等が十分な連携のもと、当該園地周辺のアブラムシ類の防除の徹底等が必要になると想定されます。

また、今回のPPVと同様、今後も国内で未確認の病害虫の発生が確認されることが懸念されます。その際には、その病害虫の農業への影響程度等を考慮の上、迅速かつ適切に各種調査・防除等を実施することとなると思われますので、今回のPPVの発生状況調査と同様、関係機関・団体等が十分連携していくこと、また農業者等に対し適切に情報提供していくことが重要と考えます。

(新潟県病害虫防除所 西土 恒二)



図 ウメの葉の症状



図 ウメの花弁の病徴

平成21年度水稲共同防除実施計画と防除の安全対策について

平成21年度の水稲病虫害防除実施計画がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

また、前年度は無人ヘリコプター防除による接触等の事故が多発しました。安全対策に係る重点事項の遵守徹底を図り、無事故で共同防除が終了するようお願いいたします。

1 平成21年度水稲病虫害防除実施計画

NOSA I 団体及び病虫害防除協議会が実施主体として行う共同防除の計画をとりまとめた結果、平成21年度は、実防除面積が53,341ha（前年実績比3,386ha増）、延防除面積は60,641ha（同2,970ha増）となりました。地域の要望により無人ヘリコプターの請負防除面積が増加したことが主な要因と考えられます。

共同防除のうち無人ヘリコプター防除は実防除面積49,262ha（前年実績比3,069ha）、延防除面積は55,887ha（同2,156ha増）となり、実・延面積とも共同防除全体に占める割合は92%と、大半を無人ヘリコプター防除が占める状況となりました。延面積で背動散は、842ha増加、ダスターは538ha減少しました。また、スプレーはほぼ前年並みの計画となっています。

平成21年度水稲病虫害防除実施計画

項目	無人ヘリ	スプレー	ダスター	背負動散	合計
	ha	ha	ha	ha	ha
県計	49,262	539	1,597	1,943	53,341
	55,887	674	1,687	2,393	60,641
前年度実績	46,193	526	2,135	1,101	49,955
	53,731	617	2,191	1,132	57,671
増減	3,069	13	△ 538	842	3,386
	2,156	57	△ 504	1,261	2,970

注) 上段 実防除面積、下段 延防除面積

2 無人ヘリコプター防除の安全対策

平成20年度は、無人ヘリコプターの事故が多発しました。鉄塔や電線などとの接触事故が多く発生し、県合計で10件に上りました。無人ヘリコプター防除による事故は、防除計画の変更、機体損傷の復元に要する経費・時間のみならず、安全で効率的・効果的な共同防除の信頼を損なうことにもつながります。防除面積の増加により、一層の過密スケジュールが予想されます。関係機関・団体が一体となり安全対策に取り組み、無事故を目指し今後も無人ヘリコプターによる防除手段が継続できるようお願いします。

(1) 無人ヘリコプター利用技術指導指針等の徹底

昨年7月に、無人ヘリコプター防除の利用拡大や社会的関心の高まりから、国の定める「無人ヘリコプター利用技術指導指針」の一部が改正され、安全対策が強化されました。以下、主な改正点を紹介します。①無人ヘリコプター協議会（都道府県）、地区別協議会（市町村、実施区域）の役割、構成員の明確化②散布等を実施する際の事前周知、危被害防止対策等における留意事項の追加③個々の農林業者が実施する安全対策について、組織と区別せずに規定を設けた等の内容になります。無人ヘリコプターによる防除に関する安全対策については、農林水産航空事業実施ガイドライン及び改正された無人ヘリコプター利用技術指導指針に基づき実施してください。

これらは、毎年配布されている「産業用無人ヘリコプターによる病虫害防除実施者のための手引き」に掲載されています。

(2) 事件事例から見た無人ヘリコプター防除の注意点

平成20年度に発生した全国での無人ヘリコプターによる事件事例（ヤマハ調べ）によりますと、過去3年、接触事故が7割前後で推移しています。接触事故のうち電線及び支線との接触が65.4%、木立・電柱との接触が20.5%となっています。主な事故発生原因の内訳は、確認不足が46.8%、操縦ミスが20.5%、オペレーターと合図マンとの連携ミスが14.1%となっています。事故の未然防止のため、①電線・支線等障害物の事前確認を徹底し、安全な飛行順路を選定すること②障害物に向かっての散布飛行は行わないこと③合図マンとの連携を密にして障害物・危険物等の危険回避を確認すること④通行人、車両等の周辺状況及び風向、風力を確認することなど、基本事項の遵守徹底をお願いします。



また、本会では昨年度県内で発生した事故の事例から、その発生原因と無人ヘリコプター利用技術指導指針に基づいた安全防除の啓発資料を作成しました。オペレーター並びに合図マン、作業員等は過去に一度や二度、必ず「ヒヤリ・ハット」した経験があるはずですが、危険な場所や注意すべき場面等について、関係者全員で報告し合うことが重要です。当該資料は、地域のNOSA I組合に配布していますので、是非、講習会等に活用してください。

また、本会では昨年度県内で発生した事故の事例から、その発生原因と無人ヘリコプター利用技術指導指針に基づいた安全防除の啓発資料を作成しました。オペレーター並びに合図マン、作業員等は過去に一度や二度、必ず「ヒヤリ・ハット」した経験があるはずですが、危険な場所や注意すべき場面等について、関係者全員で報告し合うことが重要です。当該資料は、地域のNOSA I組合に配布していますので、是非、講習会等に活用してください。

万が一、機体の事故や散布装置等のトラブルが発生した場合には、速やかに実施主体等に対し事故内容等を報告し、その後の対応策について検討をお願いします。

3 終わりに

平成20年度の共同防除における平均防除回数は、平均1.2回で、概ね1回防除が定着してきています。その要因としては減農薬栽培等の面積が増加したこと、コシヒカリBLの導入、環境保全型農業の推進、病虫害発生予察調査に基づく必要最小限の防除の定着などによります。そのため、防除期間は一極集中型となっておりますので、雨天によるスケジュールの変更があった場合は、さらに安全を重視した対応をお願いします。

最後に、繰り返しになりますが、防除実施の際は、周辺住民の理解と協力を得るとともに、防除作業の安全確保、周辺環境等に一層配慮し、適期・的確な防除の実施をお願いします。

(NOSA I 新潟 農産園芸課 行田 昌喜)

臭化メチル不可欠用途申請について

1 臭化メチルの不可欠用途申請について

臭化メチルくん蒸剤（臭化メチル）は、土壌消毒や収穫後の果実処理に幅広く活用されてきましたが、モントリオール議定書締約国会合（MOP）において、オゾン層への影響が大きい物質として、平成17年末をもって製造・使用が禁止されました。

しかし、全廃以降であっても、臭化メチル代替剤・代替技術がない、代替措置があっても経済的な損失が甚大な場合は、「不可欠用途」として使用が認められました。不可欠用途申請は、MOP加盟国が締約国会合事務局に申請書を提出し、MOPでの審査を経て決議されたもののみ、製造・使用が可能となっています。

2 臭化メチルの用途

現在、日本で不可欠用途として認められているのは、メロン、スイカ、キュウリ、ピーマン及びトウガラシ類の土壌伝染性ウイルス病、ショウガの土壌伝染性病、クリのクリシギゾウムシの防除に限られています。

新潟県での臭化メチルの使用は、クリの防除のみ申請となっており、収穫後の果実をくん蒸処理し、クリシギゾウムシの防除を行っています。

3 国際情勢について

国際的な地球環境保護の観点から、不可欠用途であっても全廃すべきという動きが近年急速に進み、先進国において、不可欠用途の申請は年々減少していく傾向にあります。

各国からの申請は、国際審議機関である「臭化メチル技術選択肢委員会（MBTOC）」で審査されますが、その内容は年々厳しくなっており、臭化メチルの削減努力を行っていない国に対しては、大幅な臭化メチル使用量の削減勧告を行っている状況です。

日本は、平成25年から土壌消毒用不可欠用途申請を行わない旨の国家管理戦略を、平成20年4月に事務局に提出しました。本年行う申請は平成24年使用分であることから、本年が土壌用途の最終申請手続きとなります。

4 土壌消毒用不可欠用途全廃への対応

土壌消毒用の臭化メチルの使用は、平成24年使用分をもって全廃となることから、国が主導し、臭化メチル剤から脱却した栽培技術開発に向けて、土壌伝染性のウイルス病に対する弱毒ウイルスの研究等を行っています。

5 臭化メチルの代替剤について

代替技術として、これまで温湯消毒、炭酸ガスくん蒸法、低温貯蔵などが検討されてきましたが、殺虫効果が低い、専用施設が必要である、大量処理が困難、外観及び食味に影響が出る可能性等の理由で導入が進んでいません。

現在、代替剤として期待されているのは、今後、農薬登録が見込まれるヨウ化メチルです。ただし、臭化メチルは沸点が4℃であるのに対し、ヨウ化メチルは40℃であることから、ガス化に時間を要するため、使用に当たっては工夫が必要となるなど課題もあります。

6 今後の展望

日本はこれまで、土壌消毒としての使用の全廃やヨウ化メチルの農薬登録申請により、臭化メチル使用量の削減努力が認められ、MBTOCから大幅な削減勧告がされてきませんでした。しかし、ヨウ化メチルが農薬登録された場合、臭化メチルの大幅な削減勧告が行われる可能性もあります。

本県においても、国際的な臭化メチル全廃の流れや環境負荷低減の観点から、今後、代替剤・代替技術へ移行していくことが必要です。

（新潟県農林水産部農産園芸課 吉川 忠宏）

編集後記

○先般、にいがた植防だよりの編集委員会において、本年度の編集方針と掲載内容（計画）を決定いただきました。昨年同様、時事解説、最新の技術情報、防除所情報、各地の事例などを盛り込み例年どおり年4回発行する予定です。

○県病虫害研究会のシンポジウムにおいて、最近、とみに被害が拡大しているイノシシの生態と被害についてをテーマに、県内の実態や全国的な状況を踏まえた発表があり、県内での被害の拡大が危惧されました。講師は、獣害対策の基本は地域の農業（農村）振興であり、農家（現場）、研究、行政、メーカーをマネージできる人材の育成・確保が重要と力説されました。

○21年度病虫害雑草防除指針、原色病虫害図鑑について、好評頒布中。照会、ご購入申し込みは事務局までご連絡下さい。
（事務局）